

群馬県地域再犯防止推進講師派遣事業 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内における再犯防止の取組を支援するため、再犯防止をテーマとした研修会等を開催する団体等への講師派遣について必要な事項を定める。

(派遣の対象)

第2条 講師を派遣する研修会等は、県内における地方公共団体や群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク構成団体等（民間団体等）が主催する研修会で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。なお、研修会にはオンライン上の研修等も含める。

- (1) 県民の再犯防止に関する知識の普及及び意識の高揚等、県で実施する再犯防止施策の推進に資すると認められるものであること。
- (2) 群馬県内で開催されるものであること。
- (3) 主として群馬県内に居住する者又は群馬県内に通勤ないし通学する者を対象として開催されるものであること。
- (4) 講師の講演時間が概ね30分以上、120分以内であること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

(派遣する講師及び内容)

第3条 派遣する講師は、再犯防止に関わる弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士・行政職員及び関係団体職員等の中から、群馬県健康福祉部福祉局地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）が調整する講師とし、再犯防止推進の必要性や取組事例など、再犯防止をテーマとした内容とする。

(派遣の申請)

第4条 講師の派遣を受けようとする主催者は、原則として当該研修会等を実施する2か月前までに、群馬県地域再犯防止推進講師派遣事業申請書（様式第1号）により地域福祉課に申請しなければならない。

(派遣の決定等)

第5条 前条の規定による申請があった場合、地域福祉課は第2条第1項各号に該当するかどうかを審査し、該当すると認めたときは、派遣を決定し、群馬県地域再犯防止推進講師派遣事業通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 地域福祉課は、前項の規定により講師の派遣を行うことを決定したときは、該当講師に、群馬県地域再犯防止推進講師派遣事業依頼書（様式第3号）により講師依頼を行うものとする。

- 3 地域福祉課は、第1項の規定により講師の派遣を行わないことを決定したときは、群馬県地域再犯防止推進講師派遣事業却下通知書（様式第4号）により理由を記載の上、申請者に通知するものとする。

（結果報告）

第6条 講師の派遣を受けた主催者は、該当派遣を受けた研修会等を実施した日から14日以内に、当該研修会等の実施結果を、群馬県地域再犯防止推進講師派遣事業結果通知書（様式第5号）により地域福祉課に報告するものとする。

（経費負担）

- 第7条 知事は、予算の範囲内において、講師に対して謝金及び旅費を支払うものとする。
ただし、講師が公務員である等、費用の支払いを要しない場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定により知事が負担する経費の支払いに関する事務は、地域福祉課が行う。
 - 3 第1項及び前項により支払う講師謝金額は、「講師謝金の執行基準（平成29年10月17日財第105-4号）」によるものとし、旅費額は実費とする。

（庶務）

第8条 この要綱に関する事務は、群馬県健康福祉部福祉局地域福祉課において処理する。

（附則）

この要綱は、令和7年9月9日から施行する。